

坂戸市保育料徴収額表（保育認定）

（令和5年度）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料の月額（円）				
階層区分	定義	保育標準時間認定児		保育短時間認定児		
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
B	A階層を除き前年度分の市民税額の区分が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	0	0	0	0
C1		均等割の額のみ の世帯	5,500	0	5,400	0
C2		所得割の額が 10,000円未満の世帯	7,000	0	6,800	0
C3		所得割の額が 10,000円以上 48,600円未満の世帯	8,500	0	8,300	0
D1		所得割の額が 48,600円以上 78,700円未満の世帯	14,500	0	14,200	0
D2		所得割の額が 78,700円以上 108,700円未満 の世帯	23,000	0	22,600	0
D3		所得割の額が 108,700円以上 155,900円未満 の世帯	32,000	0	31,400	0
D4		所得割の額が 155,900円以上 200,100円未満 の世帯	41,000	0	40,300	0
D5		所得割の額が 200,100円以上 281,100円未満 の世帯	50,500	0	49,600	0
D6		所得割の額が 281,100円以上 340,500円未満 の世帯	54,000	0	53,000	0
D7	所得割の額が 340,500円以上 の世帯	55,000	0	54,000	0	

- 1 この表の3歳未満児とは、特定教育・保育（保育に限る。）又は特定地域型保育の利用を開始した年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、当該児童が当該年度の途中で3歳に達した場合においても、当該年度中に限り、3歳未満児とみなす。3歳以上児についても、同様とする。
- 2 この表の保育標準時間認定児とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により保育必要量の認定が1日当たり11時間までとされた児童をいう。
- 3 この表の保育短時間認定児とは、子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の規定により保育必要量の認定が1日当たり8時間までとされた児童をいう。
- 4 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層からD7階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7から第314条の9まで並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。
- 5 所得割の額を計算する場合には、教育・保育給付認定保護者（支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この備考において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を計算するものとする。
- 6 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 7 児童の属する世帯の階層の認定に当たっては、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の全てについて、それらの者の課税額の合計により行うものとする。
- 8 同一世帯から小学校就学の始期に達するまでの児童が保育所のほかに学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、法第59条の2第1項の規定による届出を行った同項に規定する施設、支援法第7条第5項に規定する地域型保育、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部若しくは法第7条第1項に規定する児童心理治療施設の通所部又は法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している場合における年齢が多い順の2人目の児童に適用される保育料は、各階層で定める額の2分の1の額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。
ただし、本文の規定にかかわらず、第3子以降の児童の保育料は、無料とする。
- 9 備考8の規定にかかわらず、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合であって、備考4から7までの規定により算定して得た所得割の額が57,700円未満であるときにおける年齢が多い順の2人目以降の特定被監護者等に適用される保育料は、2人目にあつては各階層で定める額の2分の1の額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とし、3人目以降にあつては無料とする。
- 10 備考8及び9の規定にかかわらず、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等（子ども・子育て支援法施行令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。）に該当する場合であって、備考4から7までの規定により算定して得た所得割の額が77,101円未満であるときにおける年齢が多い順の1人目以降の児童に適用される保育料は、1人目にあつては各階層で定める額の2分の1の額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とし、2人目以降にあつては無料とする。
- 11 4月から8月までの月分の保育料にあつては前年度分の所得割の額を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料にあつては当該年度分の所得割の額を基に決定するものとする。
- 12 児童の属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、D7階層にあるものとみなしてこの表を適用する。
- 13 保育所設置条例第7条ただし書の規定に基づき、保育所において支援法第59条第2号に規定する時間外保育をするときは、月額1,000円を保育料として徴収する（A及びB階層を除く。）。

備考